

長野県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(名簿からの削除)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、県は当該評価調査者を名簿から削除する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 県は、前項第4号又は第5号に該当して名簿から削除するときは、あらかじめ<u>長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会</u> (以下「<u>分科会</u>」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(名簿への再登載)</p> <p>第9条 一度名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、評価調査者養成研修を再受講するものとする。ただし、前条第1項第1号又は第5号の規定に基づき削除となった者は、その抹消の日から県が<u>分科会</u>の意見を聴いて定めた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要領は、令和元年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(名簿からの削除)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、県は当該評価調査者を名簿から削除する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 県は、前項第4号又は第5号に該当して名簿から削除するときは、あらかじめ<u>長野県福祉サービス第三者評価推進委員会</u> (以下「<u>委員会</u>」という。)の意見を聴かなければならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(名簿への再登載)</p> <p>第9条 一度名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、評価調査者養成研修を再受講するものとする。ただし、前条第1項第1号又は第5号の規定に基づき削除となった者は、その抹消の日から県が<u>委員会</u>の意見を聴いて定めた期間を経過しなければ、再受講できないものとする。</p> <p>(追加)</p>